

第5章 計画の推進体制

1 連携・協力体制の確保

障がい者関連施策は、福祉・保健・医療・教育・雇用等、広範な分野にわたっています。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、障がい福祉課を中心とした庁内部局間の連携はもとより、大阪府、サービス提供事業者、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関等との協力体制を確保します。

また、交野市障がい者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図り、計画の着実な推進に努めます。

2 地域福祉に関わる関係団体等との連携

社会福祉協議会の活動を核としながら、民生委員児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、ボランティアや自治会等、地域福祉の関係機関との一層の連携を図り、地域福祉推進に向けた体制を整備します。

また、障がい者（児）団体との連携により、障がいのある人やその家族等の経験・視点・専門性の施策への反映と活用を図ります。

3 サービス提供体制の整備

障がいのある人の多様なニーズに応じて的確にサービスを提供し、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるシステムの構築を図ります。事業の確実な実施のために必要となる専門職等の力量向上や、人材の確保のため、社会福祉法人やサービス提供事業者、市民、障がい者（児）団体等の協力を得ながら、サービス提供体制の整備を図ります。

4 計画の評価・管理

本計画の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、定期的に「交野市障がい者（児）生活支援推進審議会」における評価・点検を行います。また、障がい者自立支援協議会や障がい者（児）団体との意見交換等を通じて、計画の実施状況について検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。